広報 とくぢ

昭和42年9月20日発行
第１４１号
発行者　徳地町
発行所　徳地町役場
編集者　河村績
印刷所　今澄印刷所

9月の税金
第3期 国民健康保険税
納期限
9月30日限りです
早目に納めましょう

十月のこよみ

1日（日）▽衣替え　▽赤い羽根募金運動はじまる　▽法の日週間、労働衛生週間はじまる
▽働らく青少年保護運動、里親職親を求める運動はじまる
4日（水）里親デー、この子たちの親をさがそう運動
9日（月）万国郵便連合記念日
10日（火）体育の日（祝日）
▽目の愛護デー
14日（土）鉄道記念日
18日（水）靖国神社例祭
20日（金）新聞週間はじまる
21日（土）全国交通安全運動開始
▽犯罪予防更生保護記念日
23日（月）電信電話記念日
27日（金）読書週間はじまる
（行事はいずれも予定です）

全世帯員に七割給付
四三年一月より実施

町広報紙第一四〇号で、昭和四二年度の国民健康保険税の増額についてくわしくお知らせしました。

本号では、どうしてこのように保険税を増税しなければならないかということと、増税後における隣接町村との比較など報告し、被保険者の皆さんのご理解とご協力をお願いしたいと思います。

増税の主な原因は

1　全世帯員に一率七割給付実施

昭和四三年一月一日を期し、全国民健康保険被保険者に対して世帯主、世帯員の区別なく、一率に「七割の保険給付」を実施いたします。

この保険給付費を予算の上から眺めてみますと、昭和四一年度は、四、一三八万三千円でしたが、四二年度は、四、七五〇万九千円と昨年に比べて六一二万円余り増額されています。この増加の原因は、当然七割給付を見込んでいるものです。

2　被保険者の自然減

本町の国民健康保険被保険者数は、年々三〇〇名程度減少しており、従つて療養給付費もこれに比例して、下るのが普通の状態ですが、本町では逆に療養給付費が上昇しているのが現情で、ここに大きな問題があるわけです。

その原因として考えられるのは

(1)　被保険者の皆さんが、医者にかかられる回数が全般に増加したこと

(2)　高価薬の使用が認められ、良い薬が使われるようになつたこと

(3)　病気の原因をはつきりつきとめるため、科学的な検査が多く行われるようになつたこと

(4)　社会労働環境の変化によつて社会保険加入者が増加し、国民健康保険の構成人員が、だんだん老令化しつつあること

従つて、毎年二〇％程度は、療養給付費が自然増となりますので、保険税も増徴しなければ国民健康保険事業の運営が成り立たないことになります。

3

本年度の保険税の目標額として、二、一二七万余円をあげていますが、これは、これだけの保険税を徴収しなければ、国民健康保険事業を運営し、四三年一月より、七割給付を実施できないという、ギリギリいっぱいの目標額になっています。

以上のような理由で、誠にやむを得ず保険税を増徴するわけですが、しかし、つぎの表をごらんいただけばお解りになると思いますが、増税になるとはいえ、隣接市町村に比べて、まだまだ低位にあるわけです。

県下全般から見ましても、本町は低い方から五番目ぐらいに位置しており、決して高い方ではございません。

この事実をせめてもの気やすめとして、被保険者皆さんのご理解とご協力と、保険税の期限内完納にご努力いただきますよう、お願い申しあげます。

昭和42年度保険税、隣接町村との比較表

区分 保険者名	保険税								
	賦課割合				税率				
	所得割	資産割	均等割	世帯別均等割	所得割	資産割	均等割	世帯別均等割	被保険者1人当り
防府市	66.3%	―　%	21.9%	11.8%	$\frac{3.2}{100}$	―	600円	960円	2.486円
南陽町	60.4	5.5	21.4	12.7	$\frac{2.9}{100}$	$\frac{10}{100}$	600	1.100	2.812
小郡町	63.4	7.3	17.7	11.6	$\frac{3.0}{100}$	$\frac{11.5}{100}$	710	1.340	3.756
秋穂町	68.0	7.0	16.0	9.0	$\frac{2.4}{100}$	$\frac{13}{100}$	410	750	2.164
鹿野町	39.88	9.99	35.12	15.01	$\frac{1.81}{100}$	$\frac{16.64}{100}$	830	1.430	2.267
阿東町	40.0	15.0	30.0	15.0	$\frac{2.05}{100}$	$\frac{25.8}{100}$	1.000	1.860	3.333
徳地町	44.0	8.0	33.0	15.0	$\frac{2.0}{100}$	$\frac{10}{100}$	720	1.200	2.192

町内一の高令者
一〇〇歳の井上ミカさん

町内随一の高齢者、島地立石の井上ミカさんに、9月15日、佐藤総理大臣より、お祝いの記念品が贈られました。

（写真は井上ミカさん）

写真は大社教周防分院で写す

おわびと訂正

9月5日発行の町広報第140号一面トツプ記事中につぎの誤植がありましたので謹んでおわびするとともに訂正させていただきます

$$正\quad 所得割額\ 1.200円 \times \frac{非保険者でない者の数（世帯主を含む）(2人)}{世帯員数（世帯主を含む）(5人)} = \begin{matrix}減額額\\(480円)\end{matrix}$$

$$誤\quad 所得割額 \times \frac{非保険者の数（世帯主を含む）(2人)}{世帯員数（世帯主を含む）(5人)} = \begin{matrix}減税額\\(480円)\end{matrix}$$

行政相談員の利用を

行政管理庁では、法律に基づいて、広く一般から役所の仕事についての苦情、不満、要望、相談などを受け付け、国民と役所との間に立つてあつせんを行ない、解決の促進をはかつています。

この制度を広く皆さんに利用していただくため、全国の市町村に行政管理庁長官が委嘱する「行政相談員」がおかれています。

本町では、大字堀字伏野上の清水勇治さんが、行政相談員として活動しておられます。

常に自宅で相談に応じられるほか、定例日を設けて出張相談も行つており、秘密は固く守られますのでえんりよなくご活用ください

役場内各課案内
経済課の巻

経済課は、本庁玄関を入つて最西端、一階事務室に位置しています。現在、課長（河野律夫）以下一〇名、ほかに農業委員会事務局（三名）があり、事務局長は課長兼任となっています。

経済課では、今年も昨年以上の米作りを推進しようと、普及所、農協等と提携して、米作り推進運動の中心となつて活動しています。

経済課は、二係、一事務局を持つていますが、係別の仕事の内容のあらましは

農務係　係長一名　職員六名　計七名

1 農業経営および技術の改善指導
2 米麦主要作物の各種調査および改良、生産物の流通に関すること
3 病害虫の防除に関すること
4 畜産に関すること
5 町営放牧場の管理運営
6 果樹および特用作物
7 農業構造改善関係
8 農業関係の各種組合、団体に関する業務
9 水産資源の関係
10 海外移住に関すること
11 農地報償事務
12 水害、干害等の予防々除に関すること

商工観光係　係長（課長兼務）　職員一名

1 商、工業、鉱業の振興に関すること
2 小企業制度金融関係のこと
3 計量器に関すること
4 貯蓄奨励に関すること
5 火薬類に関すること
6 観光に関すること
7 自然公園に関すること

農業委員会事務局

農業委員会事務局は、町長の事務部局ではありませんが、事務の性質上、関連性があるので、事務局長は経済課長の兼任とせられており、事務局には、農政主事一名、農地主事一名、書記一名をおいています。

農業委員会の主な事務は

1 農地法の規定に基づく許可事務
2 農地取得資金および自作農維持資金等適格認定事務
3 農業委員会委員の選挙人名簿登載事務
4 農業委員会の総会、部会等の会議に関する事務
5 農業委員会の予算に関する事務
6 農業に関する請願、陳情に関する事務
7 農業委員会委員、職員の研修に関すること
8 県農業会議および、その他の関係連絡会議等に関する事務
9 農業委員会の庶務に関する事務

（おわり）

秋の健康優良赤ちゃんきまる

9月14日、秋季乳児いつせい診査が中央公民館で行われ、つぎの健康優良児がきまりました金子智ちゃん（父、正尚、二宮）藤井正治ちゃん（父、正信、蔵場）坂本三津子ちゃん（父、末之、徳行）松原真弓ちゃん（父、正信、藤木）北川フジ子ちゃん（父、土松、国木）の5人でした。おめでとうございました。

体育指導員を活用ください

昭和三六年のスポーツ振興法により体育指導員をおくことになつていますが、本町ではつぎの方たちが体育指導員になつていますので、十分ご活用ご相談のうえスポーツ振興に役立ててください

徳地町体育指導員（敬称略）　吉山伸夫（堀中）松田延幸（島地中）渡辺頼夫（串中）福島哲彦（八坂中）富士田榮・（蔵場）山内キミエ（伊賀地）宇佐見正昭（柚木）

体育指導員は、教育委員会の非常勤職員で教育委員会で委嘱されています。体育指導員の任務は

1 スポーツの実技指導
2 住民のスポーツ活動組織活動の促進
3 スポーツ行事の求めにより協力する

などです。

ご活用ください。

たばこは
町内でお買いください！

健康管理事業の成果

美東町の事例紹介

昭和四十年度から二年にわたり美東町赤郷地区五十三戸の農家を対象に進められてきた、農家の健康生活管理特別事業が終り、その結果がまとまりました。

この事業は、農業に従事する人の健康や生活の状態を調査し、問題点を発見して、その改善を図り蓄積疲労のない生活を実現することをねらいとしたものです。

はじめの調査の結果

1 赤郷地域の住民の健康状態は身体の発育、罹病率、死亡率などいずれも水準より劣つていること。

2 生活の面では、労働に見合うだけの栄養が補給されていない安眠に必要な寝具の不足、休息睡眠時間の不足、台所設備の不備などの問題点があること。

3 生活環境や労働、栄養面の欠陥は健康状態にもひびいていることなどが明らかになりました。

そこで、県では専門家の協力を得て、地域の基準となる生活設計書を作成し、対象農家はもとより県、役場、婦人会などが一体となつて改善に努めました。

その結果

1 たとえば油の摂取量が一日一人三グラムから八グラムにふえるなど、栄養面の改善が進んだ

2 疲労回復に必要な寝具が確保された。

3 睡眠、休養時間が増加した。

4 家事分担者が二、八人から三、六人に増加し、主婦の過労が軽減されたなどの効果があがりました。

この間に、生活改善資金を借りて、台所改善をした農家も三戸ありました。

こうした、生活のしかたの改善は、健康の面にも当然良い効果をおよぼし、貧血者の減少、疲労度の軽減などとなつて、あらわれてきております。

この事業は、今年は本町の八坂地区と三陽町野波瀬の二つの地域で進められています。

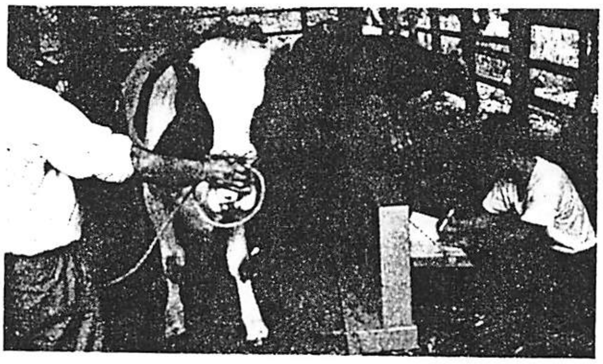

長者が原放牧場、本年第次2放牧おわる

町営、長者が原放牧場では、9月9日、町内牛33頭の第2次入牧を行いました。入牧牛は厳重な検査が行われた後、各種牧草の繁茂する牧場に放され11月初旬ごろまで飼育されます（写真は検査風景）

腹いっぱいにご用心を

でき秋を迎えて、私たちはおなかいっぱい、おいしい食物をたべ大いに体力をたくわえ、ますますエネルギッシュに働き、勉強し……というところです。

そこで、きようは腹いっぱい食べることについて、少し考えてみましよう。

牛が広い牧場に放たれて草を食べています。おいしい牧草がいくらでも食べられますが、しかし牛は自らの分を守つて、決して腹いっぱいは食べないそうです。

豚も同様で、いくらたくさんえさを与えても、かならず胃袋には二分の余裕を残しているそうです

ところが人間は、おいしいものがあると、つい腹いっぱい食べてしまいます。

動物は自然の摂理の中に自らを知り、人間は、自然を破る……この結果、いろいろな病気をひきおこします。

人間の内臓は、しごく原始的で何万年か何十万年か全く進歩していないといわれているのに、文化が進むにつれて、動物たちの知らない、調理ということを覚えました。その結果、人間は栄養の豊富な、おいしい食物をいきおい腹いっぱい食べるようになつてしまいました。

一般にたくさんたべて、それにふさわしい活動で、エネルギーを消費しなければ、かならず太ります。

腹いっぱい食べることは、決して私たちの健康にプラスしません。いくらおいしくても、腹八分目を守りたいものです。

古語に「腹八分に病なし」ということばがあります。

注意したいものですね。

統制小作料の改定

＝九月一日から実施＝

農林省では、八月二十四日現在行われている「統制小作料」を改めて、新しい小作料を九月一日から実施することを決定しました。

今回の小作料改定によれば、十アール当り水田が現行小作料の四倍となり、畑は二倍半となります

現行の小作料は、昭和三十年に決定され、現在に至つたもので最近の生産条件、価格条件などの変化にかんがみて、小作料標準額を現時点と条件のもとで算定し、これに基づいて統制額を改定したものです。

（次表をごらんください。）

改定された統制小作料

農地等級	田の部 10アール当りの額		農地等級	畑の部 10アール当りの額	
	現行小作料	改定小作料		現行小作料	改定小作料
1級	1.422円	5.688円	1級	868円	2.170円
2	1.361	5.444	2	829	2.073
3	1.301	5.204	3	789	1.973
4	1.240	4.960	4	750	1.875
5	1.180	4.720	5	711	1.778
6	1.119	4.476	6	672	1.680
7	1.059	4.236	7	632	1.580
8	998	3.992	8	593	1.483
9	938	3.752	9	554	1.385
10	877	3.508	10	514	1.285
11	817	3.268	11	475	1.188
12	756	3.024	12	436	1.090
13	696	2.784	13	396	990
14	635	2.540	14	357	893
15	575	2.300	15	318	795

婦人会だより

婦人米作り講座の開設

☆串地区婦人会☆

昨今の労力不足により私たち農村婦人に課せられた使命はますます大きいものがあります。

そこで、串地区婦人会では、今年度の婦人学級は、直接生活に結びついた生産学習に重点をおいて取組むことにいたしました。

まず「町の米作り運動」に協力いたしましようということで「婦人米作り講座」を開設いたしました。

四月十八日、農業改良普及所長さんから、稲についてと、苗代の作り方について、ご指導をいただきました。

五月十八日、普及所の杉井先生より、水稲の早期栽培と病害虫の防除について指導を受けました。

七月六日は、県の準高度栽培地域に指定されました。島地々区の西村部落に貸切りバスなどで、現地研修にまいりました。

西村公会堂で、

1 これからの水稲管理と機械田植えについて（吉武先生）

2 公会堂建設と現況について（責任者、藤井徳信氏）

3 共同炊事の実施状況について（普及所、藤井先生）

などのくわしいお話をききました。公会堂には、設備の整つた共同炊事場があり、藤井先生の指導と地区婦人会の積極的協力により共同炊事が実施されています。

このように、集会、農作業の共同化から、さらに生活面の共同化へ向つて、恵まれた環境の中で一体となつて努力が重ねられており着々と実を結びつつある現状です

この状況を目のあたりに見聞して、労働過重な私たち主婦には省力の点から、機械器具が必要であり、共同炊事により、農繁期の過激な体力消耗を防ぎ、余暇を生みだすことを教えられました。

新しい時代の波は、農村にも年ごとに激しくおしよせてきます。

ここに生活している私たち主婦は、機会あるごとに学習して、自分たちの生活を向上させ、豊かでうるおいのある日常生活を送りたいものです。

また、人間関係をよりよくするとともに、労働におしつぶされることなく、労力と家庭生活の合理化をはかり、魅力のある農家生活への工夫も忘れてはなりません。

自分自身を磨きあげ、少しづつでも着実に婦人の向上に根を張り枝を拡げるような明るい家庭、明るい社会、明るい町づくりに会員一同努力していかなければと、強く感じとりました。

（筆者は串地区婦人会長 竹石郁子さん）

待望の有線放送がこのほど正式に通話開始されました本町の文化経済を推進する上で大きな期待が持たれています（写真は放送室の一コマ）

あのそこのそ

国保世帯の異動手続き

保険証と納税手帳の提出を

ちかごろ、社会保険に加入するなどのため、国保世帯の異動がたいへん多くなり、そのため保険税の更正事務が繁雑になりました。

昨年より社会保険加入、転出入出生、死亡など異動のあつた場合には、保険証とともに納税手帳を提出していただき、そのつど税額の更正をしております。

本年も九月に四月一日以降の異動を整理して、精算課税をしましたので、今後の異動につきましては、かならず保険証といつしょに納税手帳を提出していただきますようご協力お願いいたします。

身体障害者等の巡回相談

10月5日防府中央病院で

身体障害者福祉法、児童福祉法に基づく身体障害者、身体障害児と、戦傷者特別援護法に基づく戦傷者などの無料巡回相談が、つぎの日時、場所で行われます。

◎十月五日、防府中央病院

◎相談科目は、整形外科、眼科耳鼻咽喉科、内科の四科です。

鶏の大敵

ニューカツスル病発生

豊浦町、小郡町に発生したニューカツスル病が、九月九日真性と決定しました。

この病気は、法定家畜伝染病で鶏の病気のうち、最も恐しいものです。

鶏を飼育されている方は、厳重に警戒せられるとともに、鶏に異状がありましたら、役場経済課または、農業改良普及所にお届けください。

この病気にかかつたときは

1 食慾がなくなる

2 産卵が急に少くなる

3 緑色便を出し、鶏冠が黒つぽくなる

4 息づかいが荒く、のどがゴロゴロ、ゼイゼイいつたり、キャツキャツと鳴く

5 頭を振つたり、後ずさりしたり、首をねじつたりする

6 翼の麻痺を起したり、脚が弱つたりして立てなくなる

7 死ぬる鶏が多くなる

予防法

1 病気の発生したところから卵やひよこを買わないこと

2 ニューカツスル病の予防注射を常にしておくこと

3 鶏舎に他人を入れないようにするとともに、出入りの際の手足の消毒を十分に行うこと

明治維新記念展

十月一日より山口博物館

山口県と明治維新とは、切り離して考えることは、できません。

明治維新の意義をいつまでも思いおこし、これを受けついでいくことは、これから生きつづける県民として、きわめて大切なことであります。

山口県では、維新百年を記念して、全国展を開催し、県民の皆さんの多数のご観覧を希望しております。

◎期間—十月一日より一カ月間

◎会場—山口県立山口博物館

◎出品物—全国より五一九点出品

◎入場料—一般一〇〇円、小中高校生五〇円、団体（20人以上）八〇円と小中高校生三〇円です

危険物取扱主任者試験

十一月九日実施される

県では、危険物取扱主任者試験をつぎのとおり実施します。受験希望者は、役場消防係までお申込みください。

1 試験日時

十一月九日午前十時（九時三十分まで集合のこと）

2 試験地（もより地のみ抜萃）

防府市、徳山市、山口市

3 試験の種別

乙種第四類

くわしいことは、役場消防係におたずねください。